

虐待防止委員会規程

(委員会の設置)

第 1 条 特定非営利活動法人一の会が運営する障害福祉サービス事業所（以下事業所という。）において、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の自立・安全・社会参加・人権擁護の観点から虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を設定する。

(委員会の目的)

第 2 条 この規程は、委員会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の組織)

第 3 条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

- 1) 委員長は、理事長とする。
- 2) 委員の選出については、法人役員、第三者委員、事業所の施設長及びサービス管理責任者、法人本部、医師、看護師その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とし、また委員長は、委員の中から虐待防止受付担当者を指名する。
- 3) 委員長は、委員会において必要があるときは、前号に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
- 4) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第 4 条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年 3 回以上開催する。
- 2) 臨時又は特別に委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。
- 3) 委員長は委員の中から書記を指名し、議事録を整備する。

(委員会の業務)

第 5 条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 別に定める「虐待防止対応規程」を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、「虐待防止対応規程」の定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 虐待の早期発見のため、「職員セルフチェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の虞があるときは、虐待防止受付担当者

に報告する。

- 5) 虐待防止に係る職員研修を年1回以上行うこととする。
- 6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第6条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

2. 委員は、日頃より「社会福祉法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」「障害者権利条約」等の知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも努めるものとする。
3. 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
4. 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(その他)

第7条 苦情および説明・同意については、事業所の利用契約書及び重要事項説明書に準拠し対応する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員に諮り、法人本部にて協議し定めるものとする。

附 則 この規程は2022年11月1日から施行する。